	確認	備考
●地区計画名 【三吉野桜木地区地区計画 ・ 三吉野地区地区計画 】		
●地区の名称 【三吉野桜木地区】・大規模商業地区(商業地域) ・複合商業地区①(第一種住居)		
及 び 用 途 ・ 複合商業地区②(第一種住居) ・複合住宅地区①(第二種中高層) ・複合住宅地区②(第二種中高層) ・住宅地区(第一種低層)		
【三吉野地区】 ·工業地域〔 A地区 · B地区 · C地区 〕		
届出建築物等の用途は		
●建蔽率【 50% · 60% · 80% 】 <u>届出の建蔽率は</u> <u>%</u>		
●容積率【 100% ・ 150% ・ 200% 】 <u>届出の容積率は</u> %		
●最低敷地面積【 120 m² ・ 140 m² ・ 150 m² ・ 200 m² ・ 1,000 m² 】		
<u>届出の面積は</u> <u>届出の面積は</u>		
●高さ制限【 10m · 12m · 25m · 40m 】 <u>届出の高さは</u> <u>m</u>		
●垣根・柵【 1.2m以下 ・ コンクリート部分、ブロック構造部分 1.0m以下 ・ 他法令 】 <u>届出の高さは</u> <u>m</u>		
●壁面後退【 道路境界線から 1.0m以上 ・ 隣地から 2.0m以上 ・ 隣地から 1.0m以上 ・ 秋 3・4・6 号線から 2.0m以上 】		
<u> </u>		